

基発 0527 第 1 号
令和 2 年 5 月 27 日

一般社団法人全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



「令和 2 年 労務費率調査」の協力依頼について

貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、労働基準行政、とりわけ労災保険行政の運営につきまして、常日頃より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険制度において、請負による建設の事業における労災保険料の算定に当たり、下請業者も含めた全ての賃金総額を正確に算定することが困難である場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とみなすという特例があります。

現在の労務費率は、平成 30 年度から適用されているものですが、作業の効率化、人件費の上昇等により請負代金及び支払賃金総額の実態に変化が生じていることが考えられます。

そこで、厚生労働省では、別添のとおり、工事の請負代金の額、支払賃金総額等について調査を実施し、その調査結果を踏まえ労務費率の改定について検討する予定です。

つきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止が求められる中、その対応にご多用のことと存じますが、建設事業における労災保険料の算定に用いる「労務費率」の見直しに資することを目的としている本調査の実施についてご理解を賜るとともに、貴会会員の方々に調査票が送付されてきた際には本調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただけけるよう周知方よろしくお願い申し上げます。

令和2年労務費率調査

□調査の概要

・調査の目的

請負による建設の事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる労務費率の見直しに資することを目的とする。

・調査の時期

令和2年6月15日～7月10日

・調査事項

ア 法人番号

イ 工事の名称、期間及び内容

ウ 労災保険に係る確定保険料額の算定方法

エ 支払賃金総額

オ 工事の請負代金の額、請負代金に加算する額及び請負代金から控除する額

・調査の対象

平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間に終了した請負金額500万円以上の建設事業（一括有期事業については、一括された工事のうち、当該期間に終了したもの）

・調査の方法

厚生労働省から郵送により事業者に直接調査票を送付し、事業者自らが調査票に記入又はインターネットを利用して調査票データを入力の上、郵送又はオンラインにより厚生労働省に提出する。

□公表予定

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の審議資料として、令和2年12月公表予定。

□問い合わせ先

労働基準局労災管理課労災保険財政数理室（03-5253-1111 内線5454, 5455）